

冬季休暇による帰省時の岸歯科医院への来院について

今般の新型コロナウイルスの流行状況を鑑み、当院では全ての患者さんと当院スタッフまたその家族皆さんの健康と生命を守るため、冬季休暇による帰省時の当院への受診について以下のように取り決めます。

1. **県外にお住まいの方**で帰省時に当院へ受診される方は、帰省後にご自宅にて**10日間**の体調の経過観察期間を設けていただきます。その期間中、体調に発熱や嗅覚・味覚の異常などの諸症状が現れない事を確認した後に当院への受診をお願い致します。
 2. 来院予約日より**2週間以内（帰省前も含め）**体調に異常があった場合には、来院前に当院までご連絡頂きますようお願い致します。
 3. 予約が無く急患来院される場合には、当院へお越しいただく前に必ず一度ご連絡下さい。
 4. もし帰省予定上**10日間**の経過観察期間が設けられない場合、予約を次回の帰省時へ変更致します。
- 皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただけますようどうぞよろしくお願い申し上げます。